

西宮市運賃協議会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項に基づき、同条同項に規定する運賃等（以下「協議運賃」という。）について協議し、その他協議運賃に関し必要な事項を処理するため、西宮市運賃協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(会長)

第2条 協議会の会長は市長とし、協議会を代表する。

(会議)

第3条 市長は、協議運賃について協議する必要があると認めるときは、協議会の会議を開催することができる。

2 市長は、会議を開催するときは、協議する協議運賃ごとに、次の各号に掲げる者を会議の構成員として指名する。

(1) 西宮市長

(2) 協議運賃を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者

(3) 近畿運輸局長又は兵庫陸運部長

(4) 関係住民の意見を代表する者

3 会議は、構成員全員が出席しなければ開くことができない。

4 市長は、会議の議長となる。

5 会議の議事は、構成員の合議により決し、合議により決することができないときは、議長の決するところによる。

6 議長は、構成員がやむを得ず会議に出席できない場合であって、当該構成員からあらかじめ議長に申し出があったときは、代理人の出席を認めることができる。この場合において、代理人が会議に出席し、又は行った意思表示は、当該構成員が出席し、又は行ったものとみなす。

7 議長は、協議会の会議の議事が緊急を要し、会議を開催する暇がないとき、その他議長が軽易な議事と認めたときは、構成員に対し、書面で当該議事に対する賛否を問うことにより、会議の開催に代えることができる。

(事務局)

第4条 協議会の事務局を、西宮市政策局都市計画部交通政策課に設置し、協議会の庶務を行う。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年12月25日から実施する。